



## 行政文書不開示決定通知書

3 選 第 310-2 号  
令和 3 年 9 月 27 日

田中 智之 様

愛知県選挙管理委員会



令和3年9月21日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	「【愛知県選管】愛知県知事解職請求に係る署名簿の閲覧について (R2. 11. 25 事務連絡)」に対する下記6選管らの愛知県選管への報告文書 (メールに添付ファイルがある場合は添付ファイルも含めて開示を求めます)。 記 1 豊橋市選挙管理委員会 6 豊根村選挙管理委員会
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当  開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため
担 当 課 等	愛知県選挙管理委員会事務局 電話 052-954-6069 (ダイヤルイン)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます (この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります)。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます (この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります)。